



## 院長の独り言 (2016年2月16日執筆)

2016年4月に2年に一度の診療報酬の改定が行われます。診療報酬とは、健康保険や国民健康保険などの保険者から、診療の内容によって医療機関に支払われる金額を記載したものです。つまり、診療行為や薬に対して支払われる金額は、国が定める料金で、医療機関が勝手に割り引いたり、上乘せしたりはできないことになっています。いろいろな項目が改定され、例えば紹介状なしで大病院を受診しますと、診察料などとは別に初診で5,000円以上が請求されるようになります。

みなさんに大きく関係するものとしては「湿布薬の投薬の制限」があります。1処方当たり「70枚まで」の規制が新設されます。対象は外来の患者さんで、院内、院内処方ともに制限されます。70枚を超えて処方する場合には、調剤料・処方料・処方せん料・調剤技術基本料のいずれも算定できませんので、病院や薬局の収入がなくなることになります。薬剤料も、超過分については算定ができません。

このような改定は以前より、いつかは行われることが予想されていました。つまり、湿布というものは、医師の処方せんがなくても、誰でも好きな湿布を薬局に行って買うことができるからです。そして、患者さんが自分で湿布を選んでも、重篤な副作用は起こらない点で安全性が高いことも理由のひとつです。

湿布は外来でよく処方される外用薬のひとつですが、医師が選ぶというよりは、患者さんの好みで処方することが多く、その効果の中には、スースーして気持ちがいいとか、貼ることで治療している気分になる、というような偽薬効果がかなり含まれています。4月からは、湿布薬をたくさん処方されている患者さんは、調剤薬局から出る湿布薬で足りないときには、不足分を薬局でさらに自己負担で購入することになります。湿布薬の使い方をこの機会に考え直す必要があると思います。

